

請 願 文 書 表	
受理年月日 及び番号	令和4年8月31日 第24号
件 名	区の主なまちづくり関連条例等に「文京区都市マスタープランの趣旨に整合するよう努める」と盛り込むことを求める請願
請 願 者	文京区千石四丁目 35 番 16 号 みんなでみんなのまちづくり 代表 屋和田 珠里
紹介議員	海 津 敦 子 国府田 久美子
請願の要旨	次 頁 の と お り
付託委員会	建設委員会

請願理由

区内で開発・建設を計画する事業者において、「文京区都市マスタープラン（都市マス）の趣旨に整合するよう努めること」を認識することが極めて重要であることは、多くの文京区民において異論のないところだと思います。そしてそのことを文京区の主なまちづくり関連の条例等に明記することで、「都市マス」を熟読せずに建物を設計・建設する事業者がいなくなるようにすれば、これまで以上に建築紛争を未然に防止する効果が期待できます。

事業者の中には、法令や条例・要綱に違反していなければいいだろうと、地元区民の声を良く聴かずに半ば強引に工事を進めるケースが後を絶たず、紛争を予防する現在の条例や要綱等では窓口対応で歯止めがかけられているとは言い難い状況になっています。一度、紛争に発展してしまえば長期に及び、地元区民の疲弊も著しいものがあります。

もちろん条例に明記したからといって、すぐに建築紛争がゼロになるわけではありませんが、事業者に「都市マスに沿う」ということ責任と自覚を促し、条例や要綱等の運用をより円滑かつ実効性の上がるようにする効果が見込まれることは間違いありません。

まちづくり関連の条例等に「都市マスの趣旨に整合するよう努めること」と書いてあれば、住環境課の窓口で担当者が「都市マス」の趣旨を踏まえるよう改めて話す必要も減り、「都市マス」を所管する都市計画課の担当者を紹介し、改めて詳しく説明をする手間も省けます。

そこで貴議会に下記を区長に働きかけていただくようお願いいたします。

請願事項

- 1 文京区中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整及び開発事業の周知に関する条例第四条の「当事者の責務」、文京区ワンルームマンション等の建築及び管理に関する条例第五条の「建築主等の責務」の中に、当事者あるいは建築主等は「文京区都市マスタープランの趣旨に整合するよう努める」といった趣旨の文言を明記してください。